

環境アセスメントに於ける住民参加について

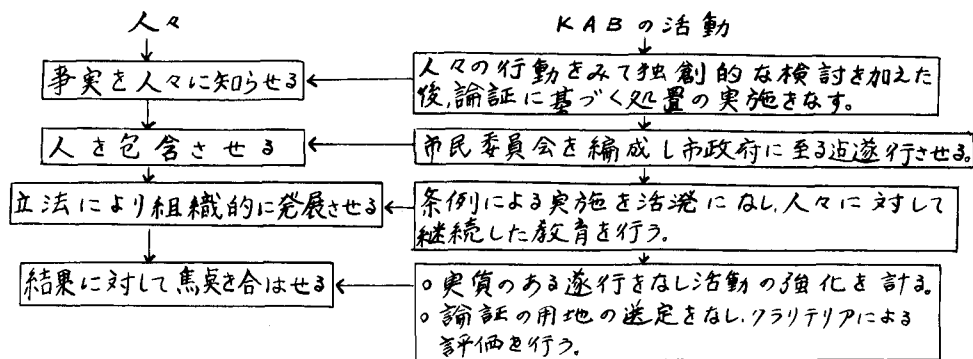
芝浦工業大学 正員 石井 忠二郎
 札幌工業高校 正員 O 沢 哲夫

1. はじめに.

我が国の環境アセスメントの実施上に於ける住民参加の意志評価を如何にするか 現状の問題とは
 1) 地域住民の環境保全上の意見を得るための対象範囲, 2) 地域住民から得たコメントに対する
 評価, 等が論点となつて居り, 上記項目に就いては 1) 地域が限定されている開発行為よりも不特
 定多数(空港, 高速道路, 新幹線等)の場合どのようにするか, 2) 住民のコメントに対する返答さどの
 ようにするか, 等実施上の困難点とは住民の価値観や意識の変化にともなう評価が問題とな
 る。これらの問題は開発の立案の段階から住民との対話が¹⁾行はれる必要があり本問題を考察
 する上で開発と環境と住民参加とのかねあひの取扱いに就いてアメリカに於ける環境アセスマ
 ントの実施状況²⁾を事情聴取した内容に入手資料を参考にして若干の考察を試みたのが本文の
 主旨である。

2. アメリカに於ける住民参加について

アメリカでは市民から受けたコメントさどのように取扱うかについてはCEQで得た見解は
 “そのコメントは如何に真実に触れたものであり事実の裏付があるか又は重要なものに触れているか
 かなりその人が知識を持って発言しているか又審査関係者の気付かなかつた新しい政策的なもの
 を含んでいるかどうかをさみているとして居る。” 然し行政上の処置だけではこの種の問題の解決が
 計れないとしたKAB (Keep America Beautiful) の活動が参考になると思はれる。
 この種の環境保護団体は我が国では例が見当たらないがその活動内容は行政と市民の中間に於て
 環境清化のための調整的機能を果して居り, その活動は105の会社よりの賛助会員 により
 市民グループ, 政府(連邦, 地方), 学術団体, 企業と協力して全米にネットワークを拡げ, 30州以上,
 1000の地方と提携して居り, 中立主義からなるその活動内容は 1. 市民教育, 2. コミュニケーション,
 3. 啓蒙, 4. 研究等ごみの排出の規制から環境アセスメントに至る関連のプログラムの開発
 に目標を置いている。その活動様式は表に示した通りである。



KAB の Action Research Model

開発した調査モデルに対しては地域別にゴミ処理の傾向を調査し、ゴミ/固形廃棄物の組成分析、残存物の集積状況の確認、廃棄物管理の条令を審査し、環境改善のための条令を効果的なものに改め、合はせて市民教育に対しては、環境問題を放送で行い、市民の行動を自覚的に都市清掃に指向させる様に持続制のあるクリーン・コミュニティシステムを目指している。最終的にはアメリカのどの地域にも適用の実際化を図る方法を求めている。そこには精選されたクリテリアの判断により判定がなされねばならないとされて居り、調査結果によると現在市民の感覚としては、残存物の総量を減らす傾向の努力がないとしながら、事実を公衆に知らせることにより信頼のさける処置を企及している。一方では性別年齢による教育の方向づけを厳格にすべきことを指摘して居り、個人の残存物(Litter)処理の責任分担の規定を明確にすべきことを求め、違反が起きた場合には罰金の査定を設け、地域社会を改善させるため検査官には一定の責任を負はせ、監督者又は管理者を通して改善を促す様にさせ、違反者には異議申立があれば取扱いの関係の係で意見を主張させ、若し本人が希望しなければ違約金を課すようにした方がよいと指摘している。実際のKABのテストモデルの地区での実効率は5年間で目標の60%の適応水準に達しているとみなされている。

昨年EPA部門の折の情報では1970年1月1日～1975年6月30日の5年間のNEPA関係の訴訟は654件その間出されたEISは6000件、その内訳は運輸省(DOT)26%、都市住宅開発庁14%、陸軍工兵隊10%、農務省10%、内務省19%等からなり、一般には河川流域や道路関連のプロジェクトに関する作成件数が多いたことが判明している。然しその内訴訟の内訳は不明であるが地方政府で行っている公聴会の席での説明では代替案を含めてそれぞれの案が採用された場合の影響と住民側の責任の発生の所在を含めて説明がなされるとの事である。

3 結語

現在環境アセスメントに於ける住民参加が工事の遅延や訴訟の原因になって来り制度の確立がなされるとの見解をとっているアメリカ型に対し、我国の様に初めから内容の充実を討つた上で充足させようとする面に対して国民性の相違があるとの指摘もなされている。⁶⁾ アメリカのKAB活動の方式から学び取れる内容を我国に生かす方法は、まず第一に中立的多数の環境保全人による養成が必要であるとの見解があり、⁶⁾ 今後は環境保全と住民参加の形態に於て実効性のあるものに取組む必要がある。これには個人の責任の分担を明確にした上で住民教育を含めた意見の集約を図る方向でなされなければならず、そこには国民性と国際性を考慮に入れた多角的な面から検討が加えられ、究極的には実効性のある行為で実施に移すことを考慮するのがよいと思はれる。

参考文献

- 1) 環境問題と住民参加、土木学会関西支部、52年8月
- 2) 意識反応と土木計画学、土木学会、No.11、June '77
- 3) 環境アセスメント制度の運用と対策、フジテレビシステム、木宮高彦編、
- 4) 環境アセスメントに就いての一考察(1) 土木学会北海道支部、戸沢哲夫、51年、
- 5) 環境アセスメントに就いての一考察(2) 土木学会北海道支部、戸沢哲夫、52年、
- 6) 昭52年度環境アセスメントアメリカ研修視察報告、及び雑感、環境情報科学 78:7-1、丸田吉野、
- 7) Final Report Action Research Model, keep America Beautiful, inc
- 8) How to Run a Local Award Program, 9) Case study, Keep America Beautiful, inc